

判決年月日	平成24年7月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成23年（行ケ）10375号		
○「POWERWEB」の文字を標準文字で表して成る商標（本願商標）と、「POWERWAVE」の欧文文字と「パワーウェーブ」の片仮名を上下二段に横書きして成る商標（引用商標）とは、外観及び観念において相違し、称呼上類似はするものの、両商標を聞き分けることは必ずしも困難なことではないこと、称呼上の識別性が外観及び観念上の識別性を上回っているような事情は認められないことに照らせば、両商標は外観及び観念上の相違が称呼上の類似性を凌駕するものというべきであり、両商標は類似しない。			

（関連条文）商標法4条1項11号

1 原告らは、本願商標の登録出願につき拒絶査定を受け、これに対する不服の審判を請求した。審決は、本願商標と引用商標とは、称呼上類似しており、外観上比較的近似しており、観念上明確な違いを有するものではないから類似の商標であり、本願商標の指定商品（第25類「運動用特殊衣服、運動用特殊靴」）は引用商標の指定商品（第28類「ゴルフクラブ、その他の運動用具」と同一又は類似するから、本願商標は、商標法4条1項11号により商標登録を受けることができないものであるとして、請求不成立審決をした。本件は、原告が審決の取消しを求める事案である。

2 本判決は、本願商標と引用商標との類否について、要旨次のとおり判示して、審決を取り消した。

「POWERWEB」と「POWERWAVE」の外観を比較対照すると、両者は語頭からの6文字を共通にするが、両者を構成する文字数は8ないし9文字と比較的少ないことに加え、①「POWERWEB」及び「POWERWAVE」はいずれもいずれも一般人にとって観念を容易に想起し得る単語を組み合わせた語であること(前者は「POWER」と「WEB」、後者は「POWER」と「WAVE」)、②スポーツ関係の商品に使用される「POWER」の自他商品識別力は、「WEB」及び「WAVE」のそれよりも強いものとはいえないことを勘案すると、それぞれを構成する文字の共通性のみを強調することは相当ではなく、「POWER」と組み合わせされた「WEB」と「WAVE」の外観上の相違を軽視することはできない。そして、「POWER」と組み合わせされた「WEB」と「WAVE」を対比すると、両者は語頭の「W」を共通にするのみであり、その他の文字及びその配列に共通性はないから、「POWERWEB」と「POWERWAVE」とは、外観において相違するというべきである。

本願商標からは「力のある網」、「力のある網目」、「力のあるワールドワイドウェブ」程度の観念が生じ、引用商標からは「力のある波」、「力のある波動」程度の観念が生じ

るから、両商標は観念においても相違する。

両商標は、称呼上類似するが、上記①②からすると、両商標の語調語感はずと相異なるといえ、両商標を聞き分けることは必ずしも困難なことではない。

以上のとおり、本願商標と引用商標とは、外観及び観念において相違し、称呼上類似はするものの、両商標を聞き分けることは必ずしも困難なことではないこと、また、取引の実情として、外観や観念よりも称呼によって商品の出所を識別しているなど称呼上の識別性が外観及び観念上の識別性を上回っているような事情は認められないことに照らせば、両商標は外観及び観念上の相違が称呼上の類似性を凌駕するものというべきである。

したがって、両商標は類似しない。